

平成 27 年 10 月 7 日
消費者庁消費者教育・地方協力課

「消費者安全法施行令の一部を改正する政令」に対する
御意見の募集の結果について

消費者庁では、「消費者安全法施行令の一部を改正する政令」について、平成 27 年 8 月 14 日（金）から同年 9 月 14 日（月）までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本件について 1 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 27 年 8 月 14 日（金）から同年 9 月 14 日（月）まで
- 2 意見提出方法：郵送、ファックス、電子メール
- 3 提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
資格に 5 年毎の更新期間を設けることは、特に問題があるものとは思われない。	御意見ありがとうございます。なお、今回の政令案の内容は、登録試験機関の登録の更新期間を定めるものです。